

令和元年 第7回

戸田市教育委員会定例会

令和元年11月19日(火) 午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第7回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 専決処理事項の報告

報告第15号 彩湖自然学習センター（みどりパル）の臨時休館について…………… 1

報告第16号 令和元年度一般会計（教育委員会関係）12月補正予算（案）について…… 2

(2) 議案

議案第16号 戸田市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について…………… 4

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

令和元年12月19日（木）午後4時～

(2) その他

7 閉 会

彩湖自然学習センター（みどりパル）の臨時休館について

- 1 臨時休館日 令和元年10月16日（水）から10月25日（金）まで
※令和元年10月12日（土）から10月15日（火）までの臨時休館については10月15日開催の定例教育委員会にて議決

- 2 理由等 台風19号の影響に伴い、彩湖自然学習センター（以下「センター」という。）のある彩湖・道満グリーンパーク（以下「パーク」という。）は荒川の増水により冠水し、水が引いた後もパーク内のセンターへの動線となる道路やセンター周辺に泥やゴミが堆積していたため、利用者の安全を考慮し臨時休館とした。

※なお、外環道側道からパーク内のセンターへの動線となる道路やセンター周辺の泥やゴミの除去が終了し、安全確認が取れたことから、10月26日（土）に運営を再開した。

（参考）戸田市立郷土博物館条例 ～抜粋～

（休館日）

第6条 郷土博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）
- (4) 特別整理期間（毎年1回15日以内）
- (5) その他教育委員会が必要と認めた日

令和元年度 一般会計（教育委員会関係）12月補正予算（案）について

（歳出）

（単位：千円）

款・項・目・大事業・中事業	補正前の額 （中事業）	補正額 （中事業）	計 （中事業）	説 明	節 : 節 細節 : ○ 細々節 : ・
10教育費 02小学校費 02学校建設費 01小学校施設整備事業 01小学校施設整備事業 (教育総務課)	1,100,188	21,651	1,121,839	節15工事請負費 ・01戸田東小学校・戸田東中学校改築等（Ⅰ・Ⅱ期） 【補正理由】 賃金水準又は物価水準の変動に伴う工事請負代金額変更請求による工事請負費の増額補正	21,651 21,651
10教育費 03中学校費 02学校建設費 01中学校施設整備事業 01中学校施設整備事業 (教育総務課)	1,766,376	15,045	1,781,421	節15工事請負費 ・01戸田東小学校・戸田東中学校改築等（Ⅰ・Ⅱ期） 【補正理由】 賃金水準又は物価水準の変動に伴う工事請負代金額変更請求による工事請負費の増額補正	15,045 15,045
10教育費 04社会教育費 06図書館費 02図書館管理運営費 01図書館管理運営費 (生涯学習課)	852,595	2,024	854,619	節11需用費 ○06修繕料 ・03施設 【補正理由】 施設3階部分にあるみみずくの石像の安全性調査を行ったところ、安全性を明確にすることができなかつたため、石像を取り外し、地上に再設置するための増額補正	2,024 2,024 2,024

（債務負担行為）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額 (以下の額に消費税及び地方消費税の額を加算した額)	補 正 理 由
郷土博物館常設展示室警備保安業務 (生涯学習課)	令和元年度～令和2年度	4,659	令和2年4月1日からの郷土博物館の常設展示室のリニューアルオープンに際し、常設展示室の警備保安業務を令和元年度中に入札執行するため

(継続費変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10教育費	2小学校費	戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事 (小学校分Ⅰ・Ⅱ期)	3,350,397	30	89,208	3,400,858	30	89,208
				元	905,652		元	927,303
				2	2,355,537		2	2,384,347
10教育費	3中学校費	戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事 (中学校分Ⅰ・Ⅱ期)	2,328,243	30	61,992	2,363,308	30	61,992
				元	629,352		元	644,397
				2	1,636,899		2	1,656,919
補正理由			賃金水準又は物価水準の変動に伴う工事請負代金額変更請求による令和元年度及び令和2年度の支払限度額変更に伴う継続費の年割額の補正					

教育委員提案

令和元年第7回教育委員会(定例会)

令和元年11月19日(火)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案

ページ

- ① 戸田市におけるコミュニティ・スクールについて（鈴木委員）…………… 1
（学務課）
- ② 教員免許更新制について（鈴木委員）…………… 4
（学務課）
- ③ 戸田市の教育について（仙波委員）……………資料なし
（教育政策室）
- ④ 戸田東小・戸田東中及び戸田第一小建て替え工事の進捗状況について（木村委員）…………… 10
（教育総務課）

戸田市における コミュニティ・スクールについて

- ・ CSの進捗状況（各学校の状況）
- ・ 都市型CSの在り方について

戸田市教育委員会
学 務 課



戸田市
CSについて

コミュニティ・スクールの進捗状況

- **平成29年度 準備段階**
 - ・ 準備委員会の設置 ・ 説明会の実施 ・ 先進校視察
 - ・ 管理職及び準備委員への研修 ・ 委員の選出
- ↓
- **平成30年度 立ち上げ（1年目）**
 - ・ 委員の委嘱 ・ 校長、教頭、主幹教諭、委員への研修会
 - ・ 市内学校への視察（2回） ・ 先進校視察
 - ・ CSディレクターの任用 ・ 推進連絡協議会の立ち上げ、運営
- ↓
- **令和元年度 創成期（2年目）**
 - ・ 委員の委嘱 ・ 校長、教頭、主幹教諭、委員への研修会
 - ・ 県主催の研修会への参加 ・ 先進校視察
 - ・ CSディレクターの任用 ・ 推進連絡協議会の運営



コミュニティ・スクールの進捗状況

【各学校の進捗】

○ 熟議等で扱われているテーマ

- ・育てたい子供像
- ・学校評価について
- ・学校経営について
- ・運動会について
- ・校内研修について
- ・教員の働き方改革
- ・学校グランドデザインについて
- ・社会体験の受け入れについて
- ・学力向上について
- ・進路指導について
- 等

○ 熟議の上、実行した取組

- ・植栽等の環境整備
- ・学校評価の改善
- ・学校教育プランの改善
- ・運動会の短縮実施
- ・全校生徒への委員の紹介
- ・入試面接官役
- 等

○ 協議会以外での取組

- ・中学校区の小中学校で行う「合同学校運営協議会」
- ・教職員や保護者を交えた「拡大学校運営協議会」
- ・小・中の教職員と委員で行う「合同校内研修」



コミュニティ・スクールの進捗状況

【学校での取組】

○ 拡大学校運営協議会

- ・委員と教職員による熟議



※グループに分かれて熟議
※自分たちができること
を熟議で検討する



○ 合同学校運営協議会

- ・中学校区の小・中学校による熟議



コミュニティ・スクールの進捗状況

【教育委員会の取組】

- **戸田市CS推進連絡協議会**
 - ・各学校の運営協議会長の研修及び情報交換



- **校長会研修会**
 - ・校長会での研修会



※現在、全体研修会や先進校視察を計画中



都市型のコミュニティ・スクールについて

● 行政支援

教育の情報化
情報活用能力
プログラミング教育

テクノロジー

超スマート社会

● 教員の指導

国際理解
障害者理解
外国人移民

● 管理職・学校運営協議会

社会に開かれた
教育課程
地域再生

多様性

地域連携

インクルーシブ教育

教育再構築



教員免許更新制度について

教員免許更新制の導入の経緯

- ・平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入

【目的】

・教員免許更新制は、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すもの

【基本的な制度設計について】

- ・免許状には10年間の有効期限が付される。
- ・有効期間を更新して免許状の有効性を維持するには、2年間で30時間以上の免許状更新講習の受講・修了が必要

【免許状更新講習の概要】

免許状更新講習とは、文部科学大臣の認定を受けて大学などが開設する、最新の知識技能の修得を目的とする講習

【免許状更新講習の内容】

免許状更新講習の内容は大きく分けて次の3つ

(1) 必修領域 (6時間以上)

全ての受講者が受講する領域

(2) 選択必修領域 (6時間以上)

受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域

(3) 選択領域 (18時間以上)

受講者が任意に選択して受講する領域

領域	事項
必修領域 (6時間以上) ・すべての受講者が受講する領域	イ 国の教育政策や世界の教育の動向 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察 ハ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。） ニ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
選択必修領域 (6時間以上) ・受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 学習指導要領の改訂の動向等 ハ 法令改正及び国の審議会の状況等 ニ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ホ 学校における危機管理上の課題 ヘ 教科横断的な視点からの教育活動の改善を支える教育課程の編成、実施、評価及び改善の一連の取組 ト 学習指導要領等に基づき育成すべき資質及び能力を育むための習得、活用及び探求の学習過程を見通した指導法の工夫及び改善 チ 教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む。） リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働 ル 道徳教育 ヲ 英語教育 ウ 国際理解及び異文化理解教育 カ 教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等） コ その他文部科学大臣が必要と認める内容
選択領域 (18時間以上) ・受講者が任意に選択して受講する領域	幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題

～平成21年4月からスタート～ 修了確認期限・有効期間の満了日を御確認願います。

● 国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校で教育職員(※)として勤務する方は、この案内を各自で大切に保管し、修了確認期限を忘れないよう御注意願います

※教育職員:教育職員免許法第2条第1項に規定する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(非常勤講師・臨時的任用教員含む)。

免許状更新講習について

免許状更新講習の受講期間に、合計30時間以上の講習を受講・修了していただく必要があります。

30時間のうち、「教育の最新事情などの必修領域」を12時間以上、「教科指導、生徒指導などの選択領域」を18時間以上、受講・修了する必要があります。

免許状更新講習は、大学等を中心に全国で開設されています。

具体的な講習内容については、文部科学省ホームページや、開設する大学等のホームページなどで確認できます。受講の申し込みは、受講する大学等へ直接お申し込みください。

◎新免許状と旧免許状の違いは？

平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状は、新免許状といい、10年間の有効期間が付されています。

新免許状を持つ方は、各自の免許状に「有効期間の満了の日」が記載されていますので、**満了の日の2か月前までに**、免許状更新講習を受講・修了し、**免許管理者に免許状の有効期間更新の申請を行わなければなりません。**

一方、平成21年3月31日以前に授与された免許状を旧免許状といい、旧免許状をお持ちの方を、旧免許状所持者といいます。この方は、平成21年4月1日以降に新たに免許状が授与されても旧免許状所持者の扱いです。

旧免許状所持者の方は、生年月日によって各個人に修了確認期限が割り振られており(※裏面表1・2)、免許状更新講習を受講・修了し、**修了確認期限の2か月前までに、免許管理者に更新講習修了確認申請を行わなければなりません。**

教員免許更新制のおおまかな流れ

最初の修了確認期限(各自が必ず表1、表2を御覧ください。)若しくは有効期間の満了日を確認

あなたの最初の修了確認期限もしくは有効期間の満了日
平成 年 月 日

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して、受講したい免許状更新講習を選択

あなたの免許状更新講習受講期間
平成 年 月 日～
平成 年 月 日

各自が各大学等に受講申込み(受講申込書で各学校長等から教員であることを証明してもらいます。)

各大学等で免許状更新講習を受講します。

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は、各大学等から修了認定(履修認定)され、修了証明書(履修証明書)が発行されます。

各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)を添付して、勤務する学校が所在する各都道府県教育委員会(免許管理者)に**更新講習修了確認若しくは有効期間の更新のための申請を行う必要があります。**

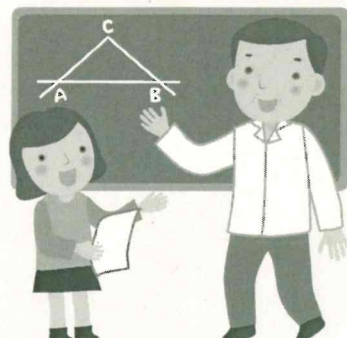
あなたの申請手続最終日
平成 年1月31日

※新免許状の方は、有効期間の満了日の2ヶ月前

免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書若しくは有効期間更新証明書が発行されます。

次の修了確認期限・有効期間の満了日(10年後)まで持っている全ての教員免許状が有効です。

あなたの次の修了確認期限若しくは有効期間の満了日
平成 年 月 日



(表1)

○平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方(栄養教諭免許状を持つ方を除く)の最初の修了確認期限

Table with 4 columns: Birth date range, First confirmation deadline, License renewal period, Next confirmation deadline. Rows 1-10.

《表1の見方》

各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間を御確認ください。

例1：昭和43年1月8日生まれの教諭の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成25年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間となります。

例2：昭和60年1月8日生まれの養護教諭の方は、⑩の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成32年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成30年2月1日から平成32年1月31日までの間となります。

あなたのお持ちの教員免許状は何ですか？

Table with 4 columns: Issuer name, License type, Subject/Field, Issue date. Example: Tokyo, Middle School, Japanese Language, S55.3.30.

非常勤講師や臨時的任用の教員はどうすればよいのですか？

旧免許状を所持し、修了確認期限の時点で教諭等の職にある場合には、免許状更新講習を受講・修了する義務があります。

修了確認期限の時点で教諭等の職にない場合には、免許状更新講習を受講・修了する義務はなく、修了確認期限を経過しても、免許状は失効しません。

ホームページ

教員免許更新制

検索

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

(表2)

○平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方(栄養教諭以外の職にある方も該当します。)の最初の修了確認期限

Table with 4 columns: License issued date, First confirmation deadline, License renewal period, Next confirmation deadline. Rows 1-4.

《表2の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間を御確認ください。

例1：平成17年3月20日に栄養教諭免許状を授与された栄養教諭の方は、①の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成28年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間となります。

例2：昭和48年1月8日生まれの教諭で平成19年3月20日に栄養教諭免許状を授与された方は、この表の②の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成29年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成27年2月1日から平成29年1月31日までの間となります。

教員免許更新制に関する Q&A

Q1. 長期の病気休暇中や介護休業などにより、受講できない場合は、どうしたらよいでしょうか？

A. 長期間の病気休暇、産前産後の休業、育児休業、介護休業の期間中である場合には、各自の修了確認期限もしくは有効期間の満了日の2か月前までに、免許管理者への申請を行うことにより、修了確認期限を延期することができます。

Q2. 養護教諭や栄養教諭も、教諭と同じ講習を受講することになるのですか？

A. 必修領域については、受講対象者の区別はありませんが、選択領域については、現在の職に応じて、受講する講習が異なります。

Q3. 免許状更新講習の受講が免除されるのは、どのような人ですか？

A. 校長(園長)、副校長(副園長)、教頭など指導的立場にある方は講習の受講を免除される可能性があります。

※現職教員の方は、勤務する学校が所在する各都道府県教育委員会が免許管理者となります。

【お問い合わせ先】

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室

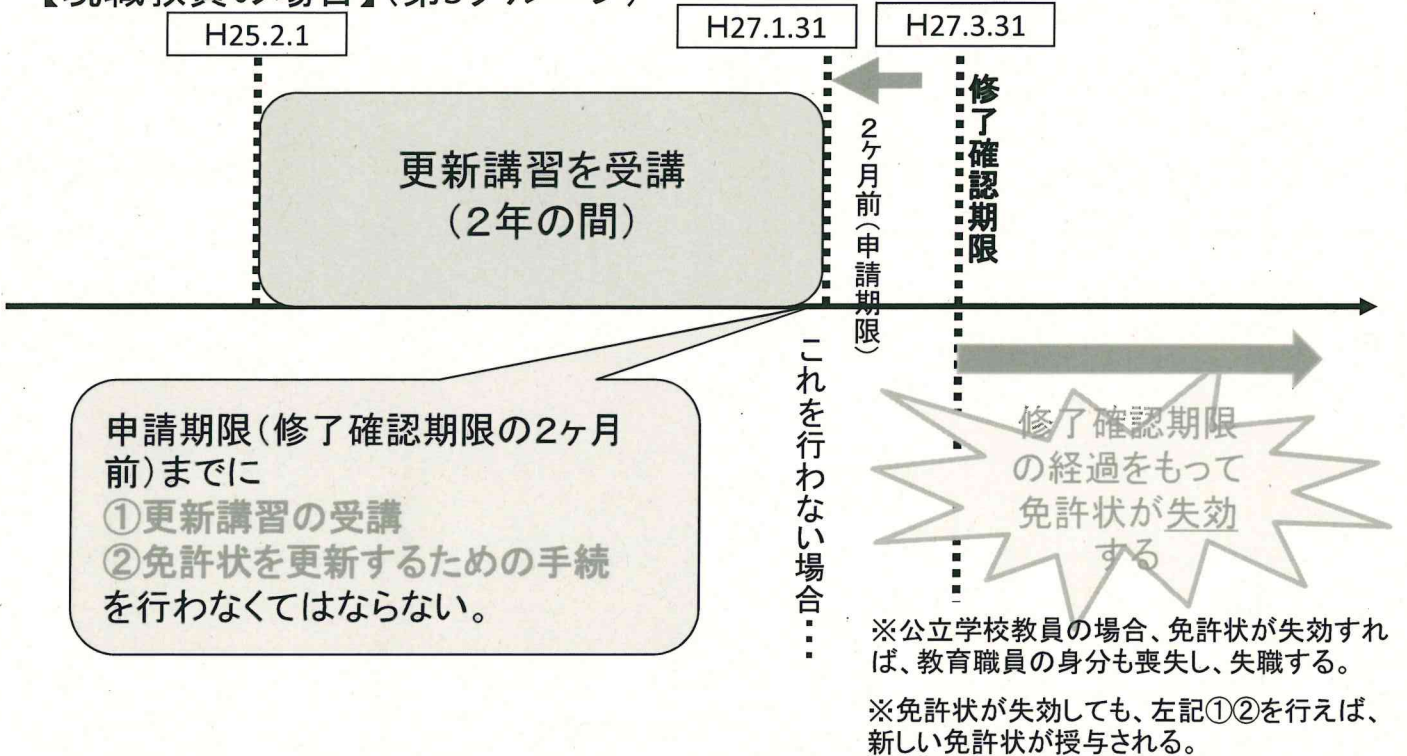
メールアドレス: menkyo@mext.go.jp

7 03(5253)4111 内線3572、3573

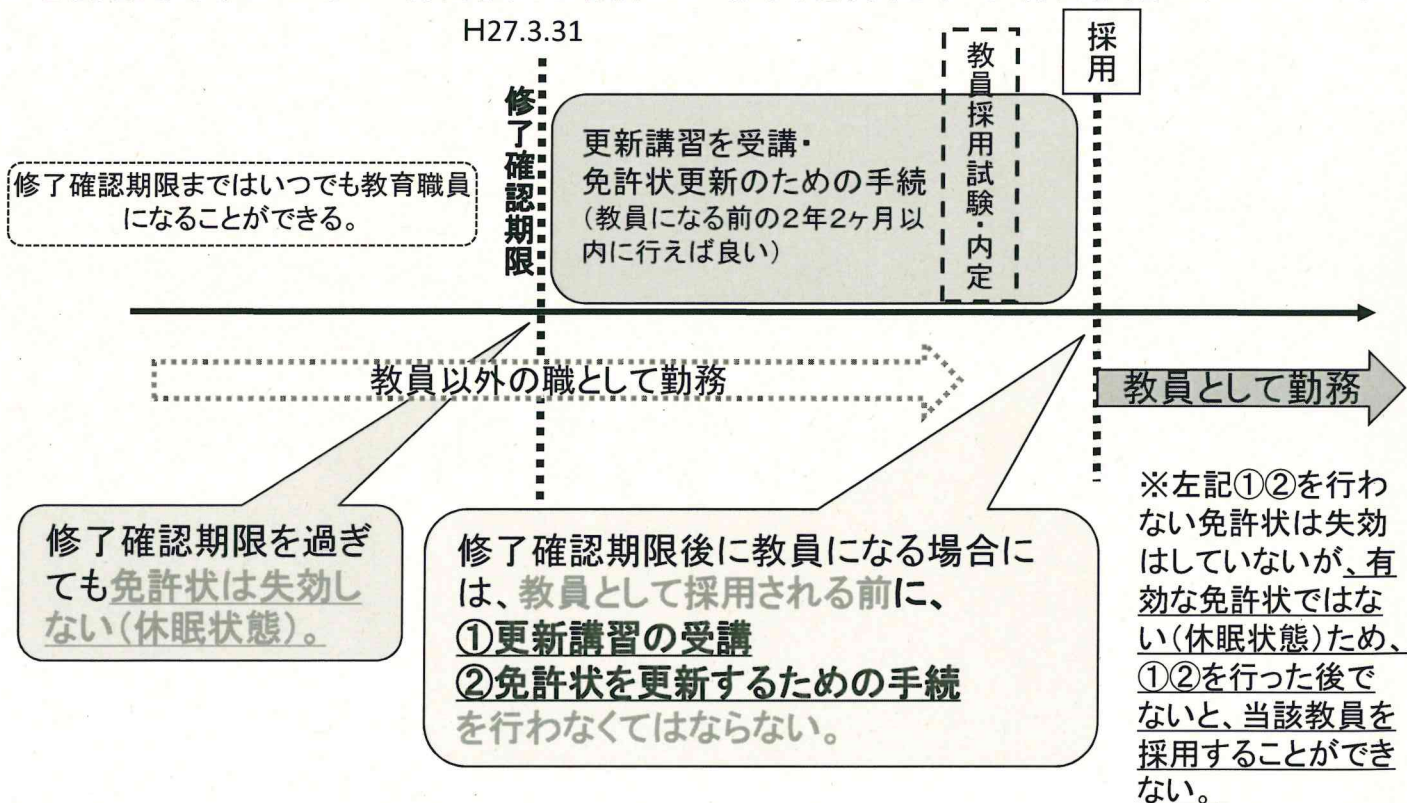
更新講習受講、修了確認・有効期間更新のイメージ

<旧免許状所持者(平成21年3月31日までに授与された免許状所持者)>

【現職教員の場合】(第5グループ)

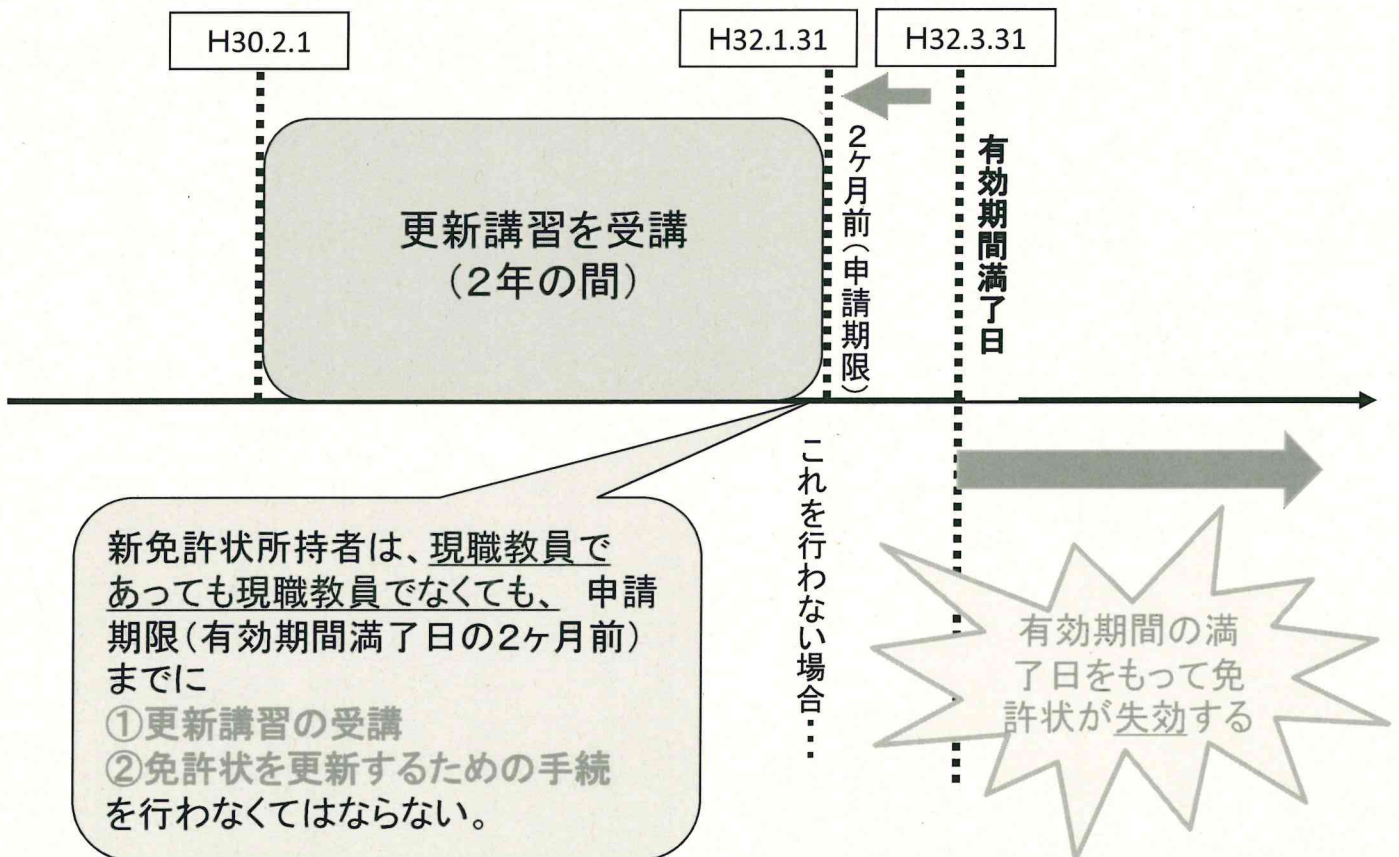


【現職教員ではない場合】及び【新たに教員を採用する場合】(第5グループ)



<新免許状所持者(平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状所持者)>

・有効期間の満了日が平成32年3月31日の場合



※公立学校教員の場合、免許状が失効すれば、教育職員の身分も喪失し、失職する。

※免許状が失効しても、更新講習を受講し、授与手続きを行うことで、新しい免許状が授与される。

これからの戸田市の教育について

～学びの質を転換する授業改善の【守破離】～

教師主導のインプット重視から、子供主体のアウトプット重視へ

教師指導の「型」を模索し、様々な「型」を身に付けることに努めてきた。「型」を獲得することは重要なことではある一方で、「型」の形骸化に十分留意する必要がある。重要なことは、**子供の声に耳を傾け、子供の「主体性」に基づく学びを目指すこと**である。

子供主体の学びには、自己の考え等を表現するアウトプットが不可欠である。その際、教師の役割は、子供のアウトプット等が別の子供のインプットになる「**アウトプットとインプットの対流**」が生まれるよう「**ティーチングからコーチングに**」重点を置く必要がある。また、子供のアウトプットを誘発する教師からの適切なインプットが重要なことは言うまでもなく、「**インプットとアウトプットのバランスをマネジメント**」する必要がある。

- ①授業の目標を達成する子供のアウトプットを想定し、**見通しがもてる課題の提示**と、**アウトプットを誘発する資料等**を提示する。
- ②学習課題、予想（見通し）、課題解決のための方策等、学習場面等に応じた主体性を喚起する**自己選択や自己決定**の機会を設定する。
- ③学びの質を高めるため、机間指導時等の子供の反応の**的確なキャッチ（Catch）**と、深い教材研究と育みたい資質・能力に基づく**迅速なレスポンス（Response）**を行う。
- ④子供が自分の考えや想いをアウトプットしやすく、教師が児童生徒一人一人の取組を把握しやすい**ICT機器を積極的に活用**する。
- ⑤板書は教師主導で予定調和的に作成するのではなく、**児童生徒が学びのプロセスを振り返る**ことができるようにICT機器と併用し、作成する。



報告事項

令和元年第7回教育委員会(定例会)

令和元年11月19日(火)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 中学校選択制による入学希望校申込状況について…………… 1
(学務課)
- ② 令和元年度学校給食調理コンクールの受賞について…………… 2
(学校給食課)
- ③ 第43回戸田市公民館まつりの開催について…………… 4
(生涯学習課)
- ④ その他

中学校選択制による入学希望校申込状況について

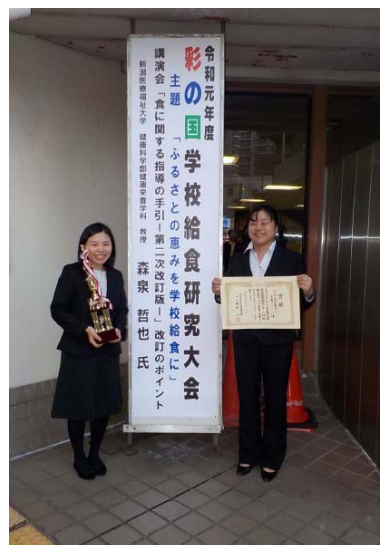
令和元年10月21日締切

学 校 名	A 通学区域内で 希望した児童数(人)	B 通学区域外から 希望した児童数(人)	C 通学区域外児童 受入定員数(人)	合計希望数(人) A + B
戸田中学校	233	23	35	256
戸田東中学校	138	16	35	154
美笹中学校	101	2	35	103
喜沢中学校	200	15	20	215
新曾中学校	372	11	25	383
笹目中学校	179	30	30	209
戸田中学校 (特別支援学級)	7	1		8
美笹中学校 (特別支援学級)	1	0		1
喜沢中学校 (特別支援学級)	9	0		9
笹目中学校 (特別支援学級)	5	1		6
合 計	1,245	99		1,344

報告事項②

令和元年度学校給食調理コンクールの受賞について

令和元年7月23日に行われた、埼玉県教育委員会、(公財)埼玉県学校給食会等が主催する学校給食調理コンクールにおいて、戸田市立学校給食センター栄養士チームが「埼玉県米消費拡大推進連絡協議会会長賞」を受賞しました。また、令和元年11月1日に表彰式が行われました。



令和元年度学校給食調理コンクール受賞チーム一覧表

【課題献立部門】

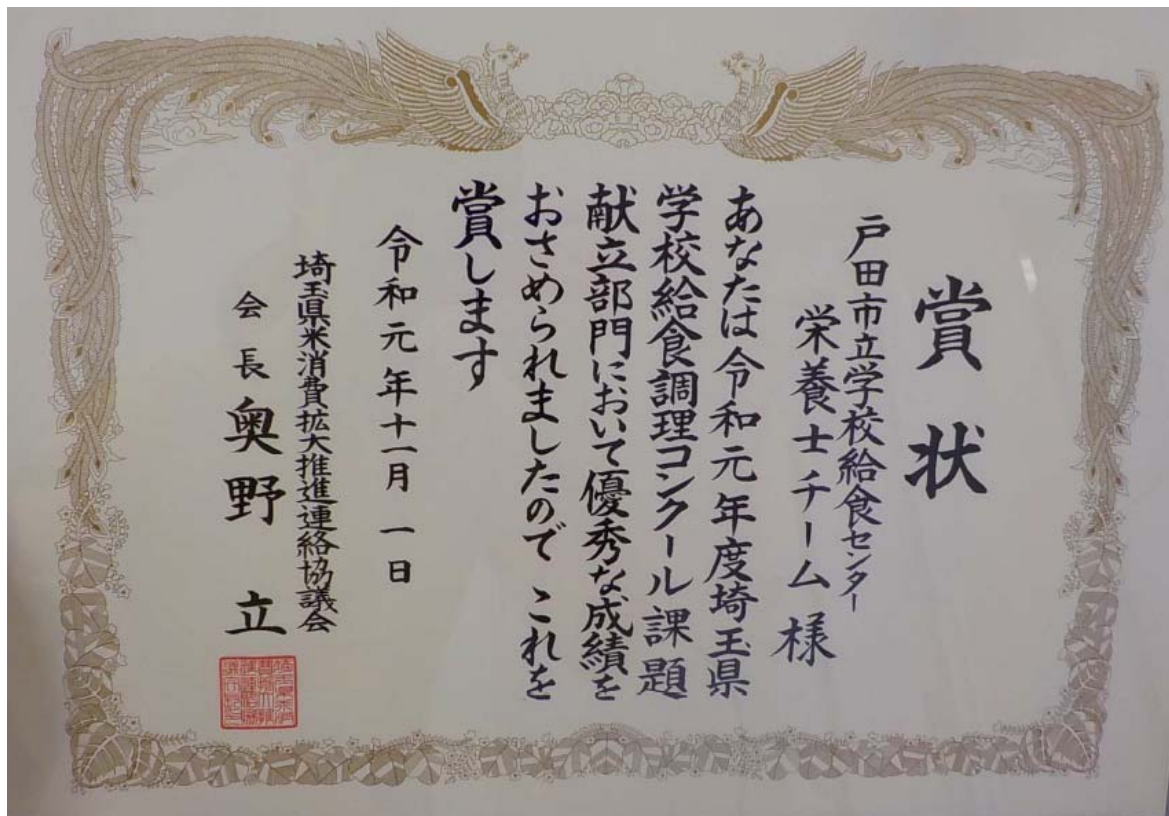
令和元年7月23日

賞	チーム名
埼玉県教育委員会教育長賞	春日部市学校栄養士研究会 A 班チーム
埼玉県学校給食会理事長賞	北本市立栄小学校チーム
埼玉県学校給食センター研究協議会会長賞	越谷市立第二学校給食センターチーム
埼玉県米消費拡大推進連絡協議会会長賞	戸田市立学校給食センターチーム
協賛団体賞	加須市立加須学校給食センターチーム
	越谷市立第一学校給食センターチーム

【自由献立部門】

賞	チーム名
埼玉県教育委員会教育長賞	深谷市立幡羅小学校チーム
埼玉県学校食育研究会会長賞	幸手市立小中学校栄養士会チーム
埼玉県学校栄養士研究会会長賞	春日部市学校栄養士研究会 B 班チーム
埼玉県学校給食牛乳協議会会長賞	吉川市学校給食センターチーム
協賛団体賞	桶川栄養士チーム
	埼玉県立行田特別支援学校チーム

※ 表彰は、11月1日(金)「彩の国学校給食研究大会」において行います。



報告事項③

第43回

(令和元年) 戸田市

心あい



下戸田公民館

☎443-1021

11/23(土 祝)
24(日)

公民館 まつり

ふれあい



美笹公民館

☎421-3024

11/30(土)
12/1(日)

まなびあい



新曽公民館

☎445-1811

12/7(土)
8(日)

公民館育成サークル・地域の活動団体や小・中学生、高校生などの活動発表・作品展示、茶会、福祉団体による軽食の販売、手作り体験などの子どもも大人も楽しめるイベントほか

※各日程とも、午前10時から午後3時まで開催

※駐車場が大変込み合いますので、自動車でのご来場はお控えください。

●主催：戸田市公民館まつり実行委員会 ●後援：戸田市教育委員会 ●問い合わせ：各公民館

今年も古本市やるよ!



折紙サークル
《おりづる》

ヨーヨー釣りもあるよ!

下戸田公民館まつり

：11月23日(土・祝)・24日(日)

- ★発表(下戸田公民館育成サークル、喜沢小学校スクールバンド、インド舞踊等)
- ★作品展(下戸田公民館育成サークル、下戸田地区小学生絵画や書写)サークルによる即売有
- ★体験(お茶会、各種スポーツサークルの体験、オリジナル写真入りカレンダー作り、公民館講座の公開レッスン等)
- ★古本市、シフォンケーキ・クッキー販売
- ★マイナンバーカード申請特設窓口

美笹公民館まつり

：11月30日(土)・12月1日(日)

- ★発表(美笹公民館育成サークル、笹目小学校金管バンド、地元町会等リズム体操、施設利用者によるカラオケ等)
- ★作品展(美笹公民館育成サークル、美笹地区小中学生絵画や書写)
- ★体験コーナー(お茶会、彩湖自然学習センターによる押し葉しおり作り、オリジナル写真入りカレンダー作り)
- ★シフォンケーキ等販売、飲み物コーナー等

風船配布(先着順)!



カレンダー作り



各館限定
100名だよ!

新曽公民館まつり

12月7日(土)・8日(日)

- ★ステージ発表(新曽公民館育成サークル、南稜高校吹奏楽部・演劇部、アリスの会)
- ★作品展(即売あり)
- ★とだっこ縁日(スーパーボールすくい、輪ゴム射的、おむすびころりん等、景品あり!!)
- ★バザー(子ども服等)、絵本のお譲りコーナー
- ★体験コーナー(茶道、オリジナル写真入りカレンダー作り、ブローチ・髪飾り・ハンドクリーム作り等)
- ★シフォンケーキ等販売、飲み物コーナー等

手作りワークショップ

